



平成27年11月19日

各位

上場会社名 パラカ株式会社  
代表者 代表取締役 内藤 亨  
(コード番号 4809)  
問合せ先責任者 取締役管理部長 間嶋 正明  
(TEL 03-6230-2300)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年12月17日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第27条(取締役の責任免除)及び第38条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第27条(条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条(条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第38条(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>

以上